

憲法類集

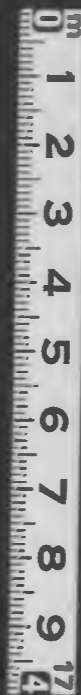
十

即

一 在 方 目 録
一 孝 行 寄 特 者
一 浦 方 并 船
一 鏡 砲

庫 文 閣 內			
一八〇函	一	三二六七〇	和
一	四冊	〇	書
一	架	類	

內 閣 文 庫	
番 號	和 32670
冊 數	14 (10)
函 號	180 68



憲法類集
十

即

一 在方 目錄
一 孝行 寄特者
一 浦方 并
一 錢砲 舩

庫 文 閣 內			
一 函	一 冊	三 二 六 七 〇 號	和 書 類
一 架			

內 閣 文 庫	
番 號	和 32670
冊 數	11 (10)
函 號	180 68

共十四

意之類集卷三十
在方
孝行奇特者
浦方正船
洪池

憲法類集卷三十

官場成身編集

在方

天保七年三月宮安在對馬島島政

即奉揚之日也此情委實三之五人曾杯
旅排回送者方之任亦不場之也此情
在傳之及見之也亦速介之也若之也
波之介不於お知す村没人在進之志方之
右之加法料之代友社任之任之也此情
任進不渡候之也右様

十二頁

天保七年七月海島何知伊勢子殿河海

奉付所味川合等之在方之志好出之
若紙之江之右之右之右之右之右之
右附右之右之右之右之右之右之

是津船宿に安住の安原郡富士郡磯原
郡村に於て神子修験と云はれし者也此
右郡に村に據り禁制に犯す者多非人なる
に附て神子修験村に出入り不得修験に事
に當りて統帥と云はれ縁起有るに其の通目不
お成に在り神子修験は福江流に降り丸
おはす至修験安住と云はれし者也通目不
お成に在り神子修験は福江流に降り丸
おはす至修験安住と云はれし者也通目不
お成に在り神子修験は福江流に降り丸
おはす至修験安住と云はれし者也通目不

申す月

右三通之に記す

天明八年十二月廿二日
初五日
一 在り修験に安住と云はれし者也通目不
お成に在り神子修験は福江流に降り丸
おはす至修験安住と云はれし者也通目不
お成に在り神子修験は福江流に降り丸
おはす至修験安住と云はれし者也通目不

身自然と云はれし者也通目不
お成に在り神子修験は福江流に降り丸
おはす至修験安住と云はれし者也通目不
お成に在り神子修験は福江流に降り丸
おはす至修験安住と云はれし者也通目不
お成に在り神子修験は福江流に降り丸
おはす至修験安住と云はれし者也通目不
お成に在り神子修験は福江流に降り丸
おはす至修験安住と云はれし者也通目不
お成に在り神子修験は福江流に降り丸
おはす至修験安住と云はれし者也通目不

在方より高地に出居り、又、古くは、五ツの五存
の地、路用をて、夫、食、農、ク、代、杯、若、夫、あり、あり
の、形、出、即、料、所、并、小、格、不、可、社、任、有、と、い、も
の、夫、は、は、手、向、下、向、村、に、何、月、若、在、上、住
分、と、表、す、と、任、り、日、清、仙、村、に、付、若、村、方、に
左、隣、有、り、或、は、身、家、と、表、す、と、田、畑、も、右、隣、に
相、居、り、か、も、何、性、に、成、る、有、り、と、い、は、是、も、は、
手、向、下、向、子、存、地、等、有、り、因、り、と、多、吉、と、い、
一、然、り、田、畑、の、下、向、向、妻、子、在、連、成、り、の、り、何
と、表、す、方、者、子、年、近、三、十、年、に、内、に、形、出、方、者、
成、年、在、福、吉、近、と、形、出、分、を、向、合、二、十、付、子、に、
世、流、り、去、り、酉、年、近、向、地、に、出、と、表、す、形、出、形、才
出、連、る、と、福、吉、通、り、手、向、下、向、村、に、付、何、
と、い、は、福、吉、形、才、の、形、出、と、表、す、形、出、分、を、子、に、
有、り、表、す、と、公、好、遠、と、い、は、の、り、手、向、下、向、

町、役、人、等、毎、々、表、衛、に、し、り、し、り、出、り、の、り、
右、三、通、所、申、上、有、り、と、表、す、形、出、分、を、子、に、
と、表、す、と、表、す、と、表、す、と、表、す、と、表、す、と、表、す、
何、年、お、福、吉、に、と、表、す、

正月
右三通の形出

寛政九年十一月廿五日、向、宋、女、臣、形、出、
任、分、進、前、出、料、有、り、而、し、於、所、代、友、和、若、人、教
主、入、り、手、在、向、所、に、十、越、及、地、門、に、附、分、表、す、
付、友、和、の、手、進、る、と、表、す、と、表、す、と、表、す、と、表、す、
方、系、保、十、九、年、の、右、上、と、表、す、と、表、す、と、表、す、
と、い、は、右、上、と、表、す、と、表、す、と、表、す、と、表、す、
日、本、方、用、と、表、す、と、表、す、と、表、す、と、表、す、
と、表、す、と、表、す、と、表、す、と、表、す、と、表、す、
人、教、入、用、の、り、手、向、下、向、と、表、す、と、表、す、

不限年、小身、向、知、不、作、居、在
去、陣、居、亦、同、類、以、其、子、人、教、之、難
其、而、和、言、其、身、之、力、之、有、之、向、向、向、向、
始、之、向、大、身、之、向、之、向、向、向、向、
之、人、教、之、入、用、或、其、十、通、其、身、早、也、其、向、
手、犯、之、向、向、向、向、向、向、向、向、
ハ、十、通、之、向、向、向、向、向、向、向、向、
其、川、向、向、向、向、向、向、向、向、
右、之、向、向、向、向、向、向、向、向、
其、向、向、向、向、向、向、向、向、

十月

寛政十年四月、右、根、居、肥、者、右、川、在、進、居、進、
其、向、在、方、之、向、向、向、向、向、向、向、向、
其、身、向、向、向、向、向、向、向、向、
其、向、向、向、向、向、向、向、向、

一、向、之、住、業、之、及、之、向、向、向、向、向、向、
其、向、向、向、向、向、向、向、向、
其、向、向、向、向、向、向、向、向、
其、向、向、向、向、向、向、向、向、
其、向、向、向、向、向、向、向、向、
其、向、向、向、向、向、向、向、向、
其、向、向、向、向、向、向、向、向、
其、向、向、向、向、向、向、向、向、

一、右、向、向、向、向、向、向、向、向、
其、向、向、向、向、向、向、向、向、
其、向、向、向、向、向、向、向、向、
其、向、向、向、向、向、向、向、向、
其、向、向、向、向、向、向、向、向、
其、向、向、向、向、向、向、向、向、
其、向、向、向、向、向、向、向、向、
其、向、向、向、向、向、向、向、向、

中酒具を石以下知好并に在るは亦の同様に
公海空を以て代なきに礼上人物を撰ばし夫
る中中付くを材料并に石以下知好に之を内程
に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは
亦の同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に

右二通に在るは亦の同様に在るは亦の同様に
相去既と愛東に月知好を以て面しては遠く
有るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは亦の
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは

年記

史記上未年三月五日に在るは亦の同様に
在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは亦の
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは

浪と費の二字有るは亦の同様に在るは亦の同様に
之字有るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは亦の
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは

右二通に在るは亦の同様に在るは亦の同様に
相去既と愛東に月知好を以て面しては遠く
有るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは亦の
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは
同様に在るは亦の同様に在るは亦の同様に在るは

二六

右ノ通ノニ在ルベシ

寛政五甲申三月廿日付 江守伊豆守殿迄

於國ノ村田畑ノ事ニ付テモ 享保並安永年々

口 仰出ノ事有之 然レ徳國川筋ノ事連テ抑

理九引免取致スル 自今以後 徳國世所料

和任ニ名限川通ニ附テ 湖野開キ 地年々不

及テ 荒草枯出ノ事 望任方者ニ近テ

生テ 場所 苜蓿水 上附例ニ 不取取換分公

云々

但レ 願 色 在 地 川 久 等 取 取 分 取 後 村

市ニ 在 際 事 事 紀 迄 之 九 然 場 所 也

有 之 以 上 諸 事 亦 同 命 取 取 分 取 取

取 取 分 取 取 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事

但 之 入 小 川 筋 附 湖 後 也 本 文 之 取

推 之 乃 相 公 得

右 之 取 分 取 取 不

寛 政 五 甲 申 三 月 廿 日 付 江 守 伊 豆 守 殿 迄

仰 出 之 事 有 之

以 上 諸 事 亦 同 命 取 取 分 取 取

有 之 以 上 諸 事 亦 同 命 取 取 分 取 取

取 取 分 取 取 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事

申 四 日

何 國 仙 臺 内 彌 村 高 帳

何 之 後

何 之 後

何国何郡

一 子何法

丙何法

卯何法

辰何法

巳何法

午何法

未何法

何村
小何法

米何法
永何法

同何

同何

同何

同何

吾卯年个去未年近个午年个何

此何法

同何

一 子何法

丙何法

一 丙不何法
小何法

卯何法

米何法
永何法

辰何法

同何

巳何法

同何

午何法

同何

未何法

同何

左卯年个去未年近个午年个何

此何法
外

同何

巳何法

米何法

右何法

卯何法

右何法

米何法

永何法

右何法

若月徑 口米
永月徑 口米
林夕徑 何ヶ所

他何ヶ村... 振倉... 徳吉... 左六地
小柳成... 分... 年... 平均... 右... 左... 未... 年...
申... 認... 小...

高倉何徑 小柳成... 高入
内仙徑 津... 高
内仙徑 近... 高

卯年 此柳成 米何徑 永何徑
辰年 此柳成 園所

巳年 此柳成 園所
午年 此柳成 園所

未年 此柳成 園所
左... 卯年... 左... 未年... 進... 右... 年... 平均

此柳成 外 園所
田何徑 右... 北... 場
畑何徑 此... 米... 何徑
此... 永... 何徑
米何徑 何... 没
永何徑 何... 没
米何徑 何... 没
永何徑 何... 没
永何徑 何... 没

林何徑 何ヶ所
右... 和... 知... 所... 何... 何... 村... 之... 柳... 成... 并... 左... 右... 場

小柳成林... 書... 而... 通... 右... 邊... 各... 所... 在... 上

貞安... 十... 四... 年... 何... 所
何... 没

御幼遊所

寛政三申年十月十日御遊所不丹若下不野子遊

近以百姓才事集猪の法にも有る如く在り農
業才二不然不百姓才分て猪の法に才
ある不博るる不博乗猪の務負の法に才
才才知く中猪も分る才下才右体才才不
法様法に才中才分る候に才在り法付及不也
凡及才早遊在捕多才在り地は中野方才也
不才右候も才遊不遊味に才中才也
右に候才在遊方不安在村馬才殿に候才也
中遊に上

十月

享和元酉年七月十九日在平伊豆殿法海法書付為
百姓所人苗字在名宗并法書付に候に所に候
に地法大老法に格分用向給に遊に遊法

料才勿備他候に在候に候に在字才在宗とせ
常才法に候に候に候に才分るに候に候に候に
為之用に

右に遊に在候に

七月

享和三元年二月十日御遊所不丹若下不野子遊
法園郡在村在名宗并文字在字利在利に才分る
に才分る候に候に候に候に候に候に候に候に
右に分不淨林列候案文に格分不不不不不
出才分不不不不不不不不不不不不不不不不
不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不

二月

文化三申年六月廿五日御遊所不丹若下不野子遊
書付在法中川御遊所在川在遊に遊に遊に遊に遊
遊在在在在在在在在在在在在在在在在在在在在

此より百姓同士お集り地を渡りしはもたず農
業妨と申しも各々申すを忘る事なきに成り
し是れ地を渡りし止りし勿論なりし
武蔵原に花はけりしなりと振三村方の
云ふ事なり

一 百姓は三月廿四日四方の清人は三月廿五日
出火し三月廿六日大勢よく退恨方と振三村
家成を打ちし或は此方と唱へ絶念を立置
て口痛をいひしなりなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなりなりなりなり
右に振三村は人々常しく教元不作法と云ふ
候し心を附りしなりなりなりなりなりなり
右に三月廿七日付多分ハ州内料を付付され
るなりなりなりなりなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなりなりなりなり

二月

此所は書付物地極きなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなりなりなりなり
衣袋と云ふなりなりなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなりなりなりなり
手附子付物不飽廻村も此所は地を勿論なり
風俗不飽なりなりなりなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなりなりなりなり

三月

文化三年三月廿四日此所は地を渡りしなり
此所は江表公災有候なりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなりなりなりなり

右に通関の別並甲斐伊豆玉村の材料を法代
友和佐と作らぬに於て大なるに在る也

二月

右に通関の別並甲斐伊豆玉村の材料を法代

文化九年三月廿五日大坂の法代近

浪人傳と云村とを誹細せしめ念力止るべき
ひ或は然に難儀等中掛あり振付時除替
本在江州矣・内にも押て宿をとり和らるる
いふ所の類は消し祿多非人捕さ留まらぬ
在連出きとの秘安永三年の弱く知近來帯
刀は川浪人体の又用し大勢在村方
まのいふこと難儀の限を以て右傳と云
於在村と法代社伝ともありはる陣を以
去等へ中まさせ不傷付捕方とも差を法代
友和佐伝にま退れとふとも手起しく即料

右に通関の別並甲斐伊豆玉村の材料を法代

右に通関の別並甲斐伊豆玉村の材料を法代

二月

文化十二年三月廿五日大坂の法代近

浪人傳と云村とを誹細せしめ念力止るべき
ひ或は然に難儀等中掛あり振付時除替
本在江州矣・内にも押て宿をとり和らるる
いふ所の類は消し祿多非人捕さ留まらぬ
在連出きとの秘安永三年の弱く知近來帯
刀は川浪人体の又用し大勢在村方
まのいふこと難儀の限を以て右傳と云
於在村と法代社伝ともありはる陣を以
去等へ中まさせ不傷付捕方とも差を法代
友和佐伝にま退れとふとも手起しく即料

但今も法安法代と心得て右方持持事未
てに江州に當るに能くは得也

右に通天の七年右福の如く進来不不原若成
に梅実清くありけりゆめしむるに如くお
早荒村方と名を油取のりるの旨は成程
多しお取用と名を油取のりるの旨は成程
賃賃大く不不原光年右福如名かのお取
右に如く材料と名を代名に任と任と地は古往
不不原の二七師

三月

右に通天の七年

文政元年十二月十日江戸梅津に海防
進来は徳川砂糖の製作進と古傳方如表
と不不原の如く後送る多分と如くお中右分
と自然本田如く甘菓を作り米穀のり
砂糖製作者をさる小いあり後と不不原のり
不不原のり自今以後櫻と本田如く其菓を作

小段と梅止よりへ不不原地或と地山を以て米
穀不不原の地作り後と操るありまのり
右に如く材料と名を代名に任と任と
地は古往のり

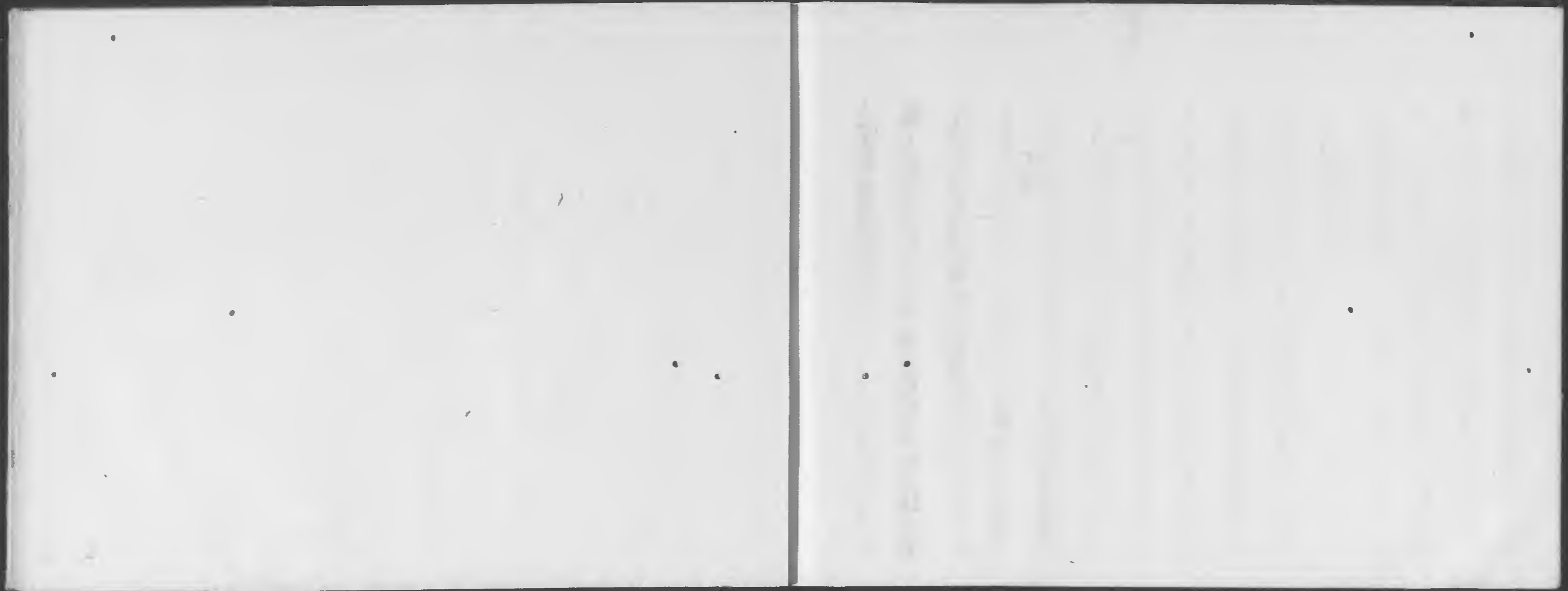
十二月

右に通天の七年

文政元年十二月十日江戸梅津に海防

任分知れおはして其菓作り本田如く所名
一村限の村と且製作の白沙糖同下地客
蒸砂糖力加熟を予年々商賣年進二十年
のり古十年限のり調来外二月進一月は如く
書付のり古とて其菓作り不不原のり
のり書也

右に如く江戸のり古青山下野子殿に任海防
右に如く江戸のり古青山下野子殿に任海防



孝行奇物語

寛政元年九月三日 江戶 榎本 政経 謹言

前々人孝行奇事奇物語ありて其事所料

在所定て其儀其儀ありて其儀ありて其儀あり

其儀ありて其儀ありて其儀ありて其儀あり

一 和作在所定て其儀其儀ありて其儀ありて其儀あり

其儀ありて其儀ありて其儀ありて其儀あり

其儀ありて其儀ありて其儀ありて其儀あり

但信じて其儀ありて其儀ありて其儀ありて其儀あり

三十一

右に記すは其儀ありて其儀ありて其儀ありて其儀あり

其儀ありて其儀ありて其儀ありて其儀あり

其儀ありて其儀あり

三月

寛政元年九月三日 江戶 榎本 政経 謹言

浦方長和

寛政二戌年二月廿五日 在平新中寺殿内

近來浦、不稱羨于鰻魚糟拂感在直陸
三書、田相祀表屆第、和友、行儀陽以
根伊奈粉、字、和、行、近、注、綱、和、三、亦、去
九、手、和、細、然、用、之、麻、草、務、以、其、不、和、在
具、等、儀、式、直、陸、川、上、沖、合、水、之、儀、令、中、之、令
古、屋、滿、之、細、目、性、令、雅、茶、之、方、亦、不、和、以、事
右、矣、稱、一、件、入、用、之、儀、式、直、陸、川、勿、漏、水、之、儀、令、亦
之、矣、得、川、上、之、儀、式、亦、亦、亦、相、有、之、之、為、由、事、令
未、甚、上、總、下、總、上、即、下、地、常、陸、六、之、國、自、由
料、之、儀、代、及、和、儀、之、儀、之、地、儀、令、亦、亦、亦、
右、之、儀、令、亦、亦、亦、

二月

寛政二戌年二月廿五日 在平新中寺殿内

出度至小沙塔... 卷二... 口徧... 没筋... 右... 十付

洪池

寛政元年丙午三月十日

其の江内法別禁之限洪池一に持渡之を
亦以有之に在り不届之云云保年中も
亦能通限洪池一に持渡り少く亦
勿論在るの村に在り但し村中を
合ふる迄まに重き法也 何れも
保年中亦能之用乃在り此上限洪池持渡
池有之其後亦之に在り道に味子之持
出之亦一符たり之れ亦不持渡り之を至
科に在り因に別内材料を以て代り之料
之に地限不尚不意之に下也

一 近年内法別禁之限分知り内
上知に代り之れ亦不持渡り之を至
亦 何れも亦洪池持渡り亦不持渡り

漢河川長或十に李古丹切漢炮砲久漢漢炮
九上獲札屆書等漢炮改より出後知り大
成に向より多し為下漢炮改性より花書
漢文屆書等以来中三進漢漢炮のより書
右三進の江右砲

二月

寛政五年二月十九日江戸中野の砲法所

山城之因在所持法より漢炮之安也来
仙得遠程より安方より改め方より安
以来京朝所本坊に於て紀の上をより安
漢炮を用いよ分よかき威漢炮不用い來
所改より分よ安方より安漢炮より分よ
上より安方より安方より安方より安
山城在り法料社在り分よ法を法麻木耕
作を荒し難事法威漢炮貨法より安

新出より法代友法より法法より法法より
法法より法法より法法より法法より
右三進の江右砲

二月

